

仮設建築物適用除外項目表（ 1 / 4）

建築基準法

第 8 5 条第 6 項

特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、1年以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第 1 2 条第 1 項から第 4 項まで、第 2 1 条から第 2 7 条まで、第 3 1 条、第 3 4 条第 2 項、第 3 5 条の 2、第 3 5 条の 3 及び第 3 7 条の規定並びに第 3 章の規定は、適用しない。

条項	内容	有無
第 1 2 条第 1 項～第 4 項	報告、検査等	
第 2 1 条	大規模の建築物の主要構造部	
第 2 2 条	屋根	
第 2 3 条	外壁	
第 2 4 条	建築物が第 2 2 条第 1 項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置	
第 2 5 条	大規模の木造建築物等の外壁等	
第 2 6 条	防火壁等	
第 2 7 条	耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物	
第 3 1 条	便所	
第 3 4 条第 2 項	非常用昇降機	
第 3 5 条の 2	特殊建築物等の内装	
第 3 5 条の 3	無窓の居室等の主要構造部	
第 3 7 条	建築材料の品質	
第 4 3 条	敷地等と道路との関係	
第 4 3 条の 2	その敷地が 4 m 未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加	
第 4 4 条	道路内の建築制限	
第 4 7 条	壁面線による建築制限	
第 4 8 条	用途地域等	
第 4 9 条	特別用途地区	
第 4 9 条の 2	特別用途制限地域	
第 5 0 条	用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限	
第 5 1 条	卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置	
第 5 2 条	容積率	
第 5 3 条	建蔽率	
第 5 3 条の 2	建築物の敷地面積	
第 5 4 条	第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離	
第 5 5 条	第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度	

仮設建築物適用除外項目表（ 2 / 4 ）

第56条	建築物の各部分の高さ	
第56条の2	日影による中高層の建築物の高さの制限	
第57条	高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和	
第57条の2	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例	
第57条の4	特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度	
第57条の5	高層住居誘導地区	
第58条	高度地区	
第59条	高度利用地区	
第59条の2	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例	
第60条	特定地区	
第60条の2	都市再生特別地区	
第60条の2の2	居住環境向上用途誘導地区	
第60条の3	特定用途誘導地区	
第61条	防火地域及び準防火地域内の建築物	
第62条	屋根	
第63条	隣地境界線に接する外壁	
第64条	看板等の防火措置	
第65条	建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置	
第66条	第38条の準用	
第67条	特定防災街区整備地区	
第68条	景観地区	
第68条の2	市町村の条例に基づく制限	
第68条の3	再開発等促進地区内の制限の緩和	
第68条の4	建築物の容積率の最高限度…（略）…容積率の特例	
第68条の5	区域を区分して建築物の容積を適正に配分する地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例	
第68条の5の2	区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例	
第68条の5の3	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例	
第68条の5の4	住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例	
第68条の5の5	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例	
第68条の5の6	地区計画等の区域内における建築物の建蔽率の特例	
第68条の6	道路の位置の指定に関する特例	
第68条の7	予定道路の指定	
第68条の8	建築物の敷地が地区計画等の区域の内外にわたる場合の措置	
第68条の9	都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造	

仮設建築物適用除外項目表（ 3 / 4 ）

建築基準法施行令

第 1 4 7 条第 1 項

法第 8 5 条第 2 項、第 6 項又は第 7 項に規定する仮設建築物（高さが 6 0 m 以下のものに限る。）については、第 2 2 条、第 2 8 条から第 3 0 条まで、第 3 7 条、第 4 6 条、第 4 9 条、第 6 7 条、第 7 0 条、第 3 章第 8 節、第 1 1 2 条、第 1 1 4 条、第 5 章の 2、第 1 2 9 条の 2 の 3（屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る。）、第 1 2 9 条の 1 3 の 2 及び第 1 2 9 条の 1 3 の 3 の規定は適用せず、応急仮設建築物等については、第 4 1 条から第 4 3 条まで、第 4 8 条及び第 5 章の規定は適用しない。

条項	内容	有無
第 2 2 条	居室の床の高さ及び除湿方法	
第 2 8 条	便所の採光及び換気	
第 2 9 条	くみ取便所の構造	
第 3 0 条	特殊建築物及び特定区域の便所の構造	
第 3 7 条	構造部材の耐久	
第 4 6 条	構造耐力上必要な軸組等	
第 4 9 条	外壁内部等の防腐措置等	
第 6 7 条	接合	
第 7 0 条	柱の防火被覆	
第 3 章第 8 節	構造計算	
第 1 1 2 条	防火区画	
第 1 1 4 条	建築物の界壁、間仕切り壁及び隔壁	
第 5 章の 2	特殊建築物等の内装	
第 1 2 9 条の 2 の 3	建築設備の構造強度	
第 1 2 9 条の 1 3 の 2	非常用の昇降機の設置を要しない建築物	
第 1 2 9 条の 1 3 の 3	非常用の昇降機の設置及び構造	

仮設建築物適用除外項目表 (4 / 4)

長崎県建築基準条例

第 28 条

法第 85 条第 6 項の仮設建築物について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第 2 章及び第 3 章の規定の適用を緩和する。

第 3 条	がけに近接する建築物	
第 5 条	連続式店舗の通路	
第 6 条	煙突のライトニング	
第 7 条	共同住宅等の内装	
第 8 条	共同住宅等の出入り口	
第 9 条	長屋	
第 10 条	ボイラー室の構造	
第 11 条	出入口等	
第 12 条	直通階段	
第 13 条	客用の廊下	
第 14 条	客席部の構造	
第 15 条	客席部と舞台部分との区画	
第 16 条	避難階段	
第 16 条の 2	避難階における避難経路	
第 16 条の 3	興行場等の用途に供する部分への適用	
第 16 条の 4	興行場などの用途に供する部分における直通階段の共用	
第 17 条	制限の緩和	
第 18 条	自転車車庫等の構造	
第 19 条	他の用途部分との区画	